

お知らせ

固定資産税(償却資産)の申告について

問 税務課

☎(57) 4 1 2 3

町内に事業用の償却資産を所有している方は、毎年1月1日時点の償却資産所有状況を町へ申告することが義務付けられています。対象の方は平成31年1月31日(木)までに申告してください。

申告を行う際は、税務課で配布している申告用紙をお使いください。また、町ホームページで申告用紙のダウンロードもできますので、ご利用ください。主な償却資産の具体例は次のとおりです。

構築物	ビニールハウス、広告塔、駐車場舗装、屋外配管、フェンス など
機械及び装置	農機具、製造設備、建設機械、太陽光発電装置 など
船舶・航空機	モーターボート、ヘリコプター など
車両及び運搬具	フォークリフト、大型特殊自動車 など
工具・器具及び備品	冷蔵庫、パソコン、コピー機など

※電力会社へ売電を行っている太陽光発電装置は、申告の対象となります
 ※農業収入を得ている方は、農機具やビニールハウスなどの資産も申告の対象となります

障がい者控除対象者の認定

問 健康福祉課

☎(57) 4 1 7 3

野木町に住所があり、要介護認定を受けている方、またはその扶養者に、所得の申告の際に所得控除を受けられる「障がい者控除対象者認定書」を交付します。

交付要件

①要介護3～5の認定を受けている方、常に就床(ねたきり)の認定を受けている方

認定

野木町障がい者控除対象者認定要綱「障がい者基準」により、所得控除を受けようとする対象年12月31日現在(対象年中に亡くなられた方はその日付)の要介護認定に基づき審査を行い認定します。

交付

審査の結果、認定されると認定書を交付(郵送)します。
 ※平成26年分(平成26年12月31日付認定)以降であれば、平成30年分までの認定書も交付できます。

※対象者が対象年12月31日以前に亡くなられた場合は、亡くなった日の要介護認定に基づ

き認定書を交付します。

①来庁または郵送で健康福祉課にご申請ください。

※窓口で申請されるときは、印鑑と介護保険被保険者証が必要で

※郵送で申請されるときは、介護保険被保険者証の写しを同封してください。

ご注意!

※この認定書は、所得の申告用に限り使用できるものであり、所得の申告をされない方は、取得の必要はありません。

※身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳、戦傷病者手帳をお持ちの方は、所得の申告時にこれらの手帳を提示(郵送の場合は写しを送付)すれば障がい者控除が受けられますので、この認定書を取得する必要はありません。



おむつ等の購入助成

問 健康福祉課

☎(57) 4 1 7 3

在宅で生活している重度の要介護状態で常時おむつ等を必要とする方に、おむつ等の購入助成を行います。

対象者

在宅で生活している要介護4以上の認定を受け、常時おむつ等を使用している方

※有料老人ホーム、グループホーム、サービス付き高齢者向け住宅に入所・入居している方は対象となります。

内容

対象の方1人につき、年額1万2千円を上限に助成します。

申請方法

申請書に必要事項を記入し、問い合わせ先へ

※振込先が本人ではない場合、委任状が必要になります。

※申請書は健康福祉課にありません。また、町ホームページからダウンロードすることもできます。

※申請後、毎年3月に領収書を添えてご請求いただきます。

※申請日以降の領収書のみ対象となりますので、お早めに申請をお願い致します。